

こども文教委員会 令和3年9月17・21日
教育委員会事務局 資料1番
所管 教育総務課

第76号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

区立小学校における児童負傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

1 事故の概要

平成27年4月8日、区立小学校の体育館において、昼休み中に同区立小学校の児童が蹴ったバスケットボールが相手方児童の顔面に当たり、当該相手方児童の右目が負傷した。

2 賠償金額

金145万円

(提案理由)

区立小学校における児童負傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、この案を提出する。